毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和元年8月5日

月曜日

1

第 4528 号

次

目

告 示

- ○指定障害児通所支援事業者の指定
- ○指定一般相談支援事業者の指定

選举管理委員会告示

○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 2

富山県告示第329号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和元年8月5日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の	指定年月 日	事業所番号	申請者		事業所	
種類			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和元年 8月1日	1650200262	株式会社和	高岡市駅南 2丁目3番 5号坂本ビ ル	放課後等デ イサービス 暖路戸出店	高岡市戸出 3丁目15番 41号

富山県告示第330号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第

123号) 第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり 指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により公示する。

令和元年8月5日

富山県知事 石 井 隆 一

地域相談支 援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
地域移行支援、地域定 着支援		1630500047		氷見市柳田 33番地78		氷見市柳田 33番地78

富山県選挙管理委員会告示第78号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の 取消しについて

公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第 161条第1項第3号に規定する、公職の 候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施 設について、指定を取消した旨、小矢部市選挙管理委員会及び氷見市選挙管理委員 会から報告があったので告示する。

令和元年8月5日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の名称	所 在 地		
小矢部市勤労青少年ホーム	小矢部市小矢部町10番1号		
旧朝日丘小学校体育館	氷見市朝日丘3番10号		

令和元年8月5日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番